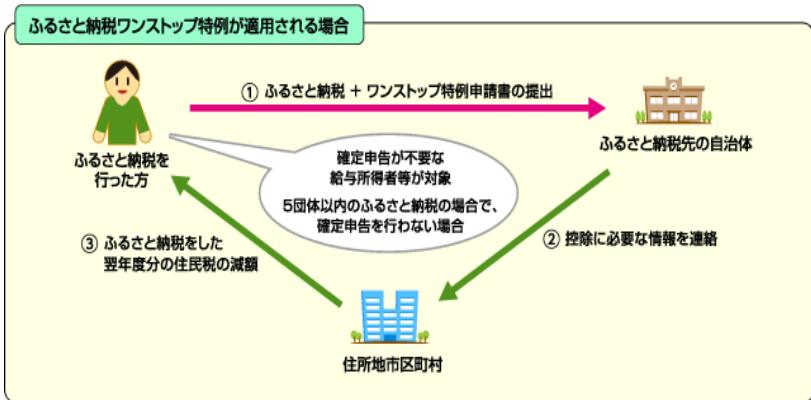


■ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？ ■

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この特例の適用を受ける場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税の減額という形で控除が行われます。



1 対象となる方

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること
⇒ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方です。
- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること
⇒その年の1月1日から12月31日までの間に、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内と見込まれる方です。

2 手続きの流れ

- ①寄附申込時に「ワンストップ特例申請書の送付を希望する」欄にチェック
- ②後日黒部市から郵送される「申告特例申請書」に必要事項を記入・捺印のうえ、ふるさと納税をした翌年の1月10日（必着）までに黒部市へ提出（郵送可）
※マイナンバー制度の導入により、申請書への個人番号の記載と、下表のとおり本人確認書類の提出が必要となりました。
※転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、「申請事項変更届出書」を黒部市に提出いただく必要があります。

3 個人番号に関する本人確認書類

申請書への個人番号の記載に加えて、本人確認（番号確認と身元確認）のため、下表の「1」または「2からいずれか2点の組み合わせ」の本人確認書類のコピーを同封してください。

▼表中の書類の提出が困難である場合はお問合せください。

本人確認書類			
1	個人番号カード（両面）のコピー		
2	次のうちいずれか1点のコピー • 通知カード • 個人番号が記載された住民票の写し	+	次のうちいずれか1点のコピー • 運転免許証 • 旅券（パスポート） • その他写真が表示され、「氏名」および「生年月日」または「住所」が記載された官公署が発行した書類